

寝屋川流域協議会 規約

(目的及び設置)

第1条 本協議会（以下「協議会」という。）は、寝屋川流域の都市化の進展や気候変動等に伴う治水環境、水環境の悪化に対し、適切な治水対策、水環境改善施策及び森林保全施策を推進し、水害・土砂災害の防止及び被害の軽減と良好な水環境の創出を図り、流域の環境改善に資することを目的とし、特定都市河川浸水被害対策法第7条の規定に基づき設置する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、寝屋川流域協議会とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会の実施事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させるための治水対策「流域治水」を計画的に実施するため、流域治水プロジェクトの推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (2) 治水施設並びに雨水流出抑制施設の整備、流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保、防災情報の提供など、流域住民の避難行動支援等の総合的な治水対策を協議し、水害に対し安全な街づくりの効果的な施策を実行するため、寝屋川流域水害対策計画を策定すること。
- (3) 寝屋川流域水害対策計画の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (4) 寝屋川流域の水環境改善施策を総合的、緊急的かつ重点的に実施し、良好な水環境の創出を図り、人々が水辺に親しめる川づくりを進める観点から、部会で策定された寝屋川流域水環境改善計画の報告を受けること。
- (5) 寝屋川流域水環境改善計画の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (6) 生駒山系の森林の保全により、土砂災害に対する安全性の向上を図るとともに、良好な都市環境を創出するため、砂防事業及び治山事業の推進等に関する検討・情報共有を行うこと。
- (7) 部会で策定された大規模水害タイムライン（防災行動計画）等の報告を受けること。
- (8) 大規模水害タイムライン（防災行動計画）等の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (9) 前各号について、流域住民に対する理解と協力を求める広報に関すること。
- (10) その他本協議会の目的を達成するため、必要な事業を行うこと。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表第1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事を充てる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、別表第2の職にある会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会には必要に応じ、第1項の構成員の過半数の承認を得たうえで、構成員を追加することができる。
- 5 会長は、必要に応じて別表第1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
- 6 第1項の構成員が協議会に出席できない場合は、構成員が認める者を代理出席させることができる。
- 7 協議会は、第1項の構成員の過半数の出席をもって、開催することができる。
- 8 協議会は、書面により開催することができる。

(部会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営のため、「流域治水部会」、「水環境部会」及び「大規模水害タイムライン部会」の3つの部会（以下「3部会」という。）を設置する。

- 2 各部会は、別表第3に掲げる者をもって組織する。
- 3 3部会の部会長には、大阪府都市整備部河川室長の職にある者をもって充てる。部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 協議会の円滑な運営に資するため、部会長は協議会の実施事項について、あらかじめ協議を行うものとする。
- 5 部会長は、必要に応じて別表第3の職にある者以外の者の部会への参加を求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 部会長は、必要に応じワーキンググループを設置することができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに協議会のホームページに公表するものとする。
ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(経費)

第8条 協議会の経費は、別表第1に掲げる地方公共団体の負担金やその他の収入によってまかなう。

2 協議会の会計は、大阪府都市整備部河川室河川整備課が行う。

3 会計を監査するため、協議会に監事を置く。

4 監事は任期を1年とし、構成員が互選する。

5 監査結果は別紙監査報告書にて会長に報告する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川整備課に置く。

2 流域治水部会及び大規模水害タイムライン部会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川整備課に、水環境部会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川環境課に置く。

3 事務局は、協議会の議決をもって負担金等の収入及び経費の支出を行うこととするが、当該年度の協議会の議決前に経費支出の必要が生じた際は、協議会の事業目的に適うものに限り、前年度の繰越金の範囲内で支出することができるものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年5月19日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この規約の施行に伴い、寝屋川流域協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この規約は、令和5年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月13日から施行する。

別表第1（第4条・第8条関係）

◎印は会長

機関名	構成員	備考
大阪府	大阪府知事	◎
大阪市	大阪市長	
守口市	守口市長	
枚方市	枚方市長	
八尾市	八尾市長	
寝屋川市	寝屋川市長	
大東市	大東市長	
柏原市	柏原市長	
門真市	門真市長	
藤井寺市	藤井寺市長	
東大阪市	東大阪市長	
四條畷市	四條畷市長	
交野市	交野市長	
近畿地方整備局	淀川河川事務所長	

別表第2（第4条関係）

機関名	構成員	備考
大阪府	大阪府副知事	
大阪府	大阪府都市整備部長	

別表第3（第5条関係）

◎印は部会長

機関名		構成員		
		流域治水部会	水環境部会	大規模水害タイムライン部会
大阪府	都市整備部	◎河川室長 河川室河川整備課長 河川室河川環境課長 下水道室事業課長 建築指導室審査指導課長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 西大阪治水事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長	◎河川室長 河川室河川環境課長 下水道室事業課長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長	◎河川室長 河川室河川整備課長 下水道室事業課長 事業調整室長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長
	政策企画部			危機管理室長 危機管理室災害対策課長
	健康医療部		生活衛生室環境衛生課長	
	環境農林水産部	農政室整備課長 みどり推進室長 みどり推進室森づくり課長 中部農と緑の総合事務所長	環境管理室環境保全課長 環境管理室事業所指導課長 農政室整備課長 水産課長 中部農と緑の総合事務所長	
	大阪都市計画局	拠点開発室戦略拠点開発課長		
大阪市	建設局	下水道部長 道路河川部長	下水道部長 道路河川部長	下水道部長 工務担当部長
	環境局		環境管理部長	
	危機管理室			危機管理室防災計画担当部長
守口市		環境下水道部長	環境下水道部長	危機管理監 環境下水道部長
枚方市		土木部長 上下水道局上下水道部長	土木部長 環境部長	危機管理部長 土木部長 上下水道局上下水道部長
八尾市		政策企画部長 都市整備部長 下水道部長 魅力創造部長	政策企画部長 副市長・環境部長事務取扱 都市整備部長	危機管理監 都市整備部長 下水道部長
寝屋川市		危機管理部長 上下水道局長 都市管理部長	上下水道局長 環境部長	危機管理部長 上下水道局長
大東市		政策推進部長 都市整備部長	政策推進部長 都市整備部長 市民生活部長	危機管理監兼室長 都市整備部長 上下水道局長
柏原市		危機管理監 都市みどり安全部長	市民部長 都市みどり安全部長	危機管理監 都市みどり安全部長
門真市		まちづくり部長	まちづくり部長 環境水道部長	まちづくり部長 環境水道部長 総務部長
藤井寺市		都市整備部長	市民生活部長	危機管理監
東大阪市		危機管理監 土木部長 下水道部長	理事 下水道部長 環境部長	危機管理監 土木部長 下水道部長
四條畷市		都市整備部長	都市整備部長 市民生活部長	都市整備部長
交野市		都市まちづくり理事兼部長 環境部長	環境部長 上下水道統合準備室長	都市まちづくり理事兼部長 副市長兼危機管理監
近畿地方整備局	淀川河川事務所	流域治水課長	流域治水課長 河川環境課長	

別表第3（第5条関係）

◎印は部会長

機関名		構成員		
		流域治水部会	水環境部会	大規模水害タイムライン部会
大阪府 警察本部				警備第二課 管理官
NHK 大阪放送局				コンテンツセンター第2部長
株式会社毎日放送				報道情報局番組センター気象担当 デスク
朝日放送テレビ 株式会社				報道局ニュース情報センター課長
関西テレビ放送 株式会社				報道局報道センター報道部長
読賣テレビ放送 株式会社				報道局災害統括デスク
テレビ大阪 株式会社				報道部長
西日本電信電話 株式会社				関西支店災害対策室長
大阪ガスネットワーク 株式会社				供給指令部長
関西電力 株式会社				総務室防災グループチーフマネジャー
西日本旅客鉄道 株式会社				近畿統括本部阪奈支社長
京阪電気鉄道 株式会社				安全推進部長
近畿日本鉄道 株式会社				鉄道本部企画統括部安全推進部長
大阪モノレール 株式会社				安全推進室長
大阪市高速電気軌道 株式会社				交通事業本部安全統括部危機管理課長
大阪管区气象台				気象防災部気象防災情報調整官
オブザーバー	近畿地方整備局			
		河川部	広域水管理官 河川保全管理官 上下水道調整官	広域水管理官 上下水道調整官

(別紙)

監 査 報 告 書

年 月 日

寝屋川流域協議会
会長 ○○ ○○ 様

監事 職 ○○市長
氏名 ○○ ○○

寝屋川流域協議会規約第8条に基づき、 年度における監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

(なお、指摘事項については、早急に改善してください。)

1. 実施日時 年 月 日 () 時 ～ 時

2. 実施場所 _____

3. 事務局 課名 _____

4. 監査結果

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
事 業 等 の 実 施 状 況			
会計事務の状況			
そ の 他			
総 括		適 正 ・ 概ね適正 ・ 不適正	